事務所通信(27年6月)

テレビや新聞報道でマイナンバーという言葉をよく聞くようになりました。マイナンバーとは、本年１０月以降、お住まいの市町村から簡易書留で届く「通知カード」に記載されている１２ケタの番号のことです。この番号により、行政事務が効率化され、私たちの利便性が向上するといわれています。はたして、そうなるかは別として・・・

この番号は、年末調整や、支払調書を作成するときに、御社の経理担当者が従業員さんから聞く必要があります。そして、御社が、この番号を「正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供」した場合、「４年以下の懲役または２００万以下の罰金」となるのです！

さらに、御社が給与計算を委託している会計事務所（当事務所のこと）が、安全管理を怠っており、加えて、御社がそれを監督しなかったときは、当事務所もそして御社も罰せられるそうです。

私（志水）個人の、マイナンバーはオープンにするのに、御社の従業員さんのマイナンバーは、国家機密並みに保護されるという法律です。

ともあれ、当事務所は別紙のとおり秘密漏えい対策を実施しましたので、御社の社長様が懲役になることは絶対ないことをお知らせするとともに、マイナンバーの管理が面倒なお客様は、給与計算事務を当事務所に、委託されることをおすすめします。

以上